

資料4

事業者選定方式について

【事業者選定方式別の特徴】

	一般競争入札	指名競争入札	総合評価方式	プロポーザル方式
費用重視				
技術力重視				

【本事業の特徴】

- ① **広域的**に他自治体の汚泥も受け入れて汚泥を処理する。不慮の事故等により**施設が稼働停止する**などした場合に、**その影響が広範囲**に及ぶことから**技術面・運用面において安定した高度な技術**が求められる。
- ② 汚泥燃料化施設の設計・建設、維持管理・運営に係る**専門的な知識やノウハウ**など**高度な技術**を有することが求められる。
- ③ 維持管理・運営期間は20年間予定しており、**長期にわたり安定して運用**されることが求められる。民間企業の**技術面や経営面におけるノウハウ**を**積極的に導入**することが求められる。

事業者選定方式について

～プロポーザル方式の採用～

総合評価一般競争入札と公募型プロポーザルの比較表

項目	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル
地方自治法上の位置づけ	競争入札	随意契約
契約書(案)の作成	○入札前に発注者側より提示する。 ●入札前に数ヶ月間の作成期間を要することになる。	○発注者は公募前に「条件規定書」という形で骨格を提示する。
事業者の選定	○評価の基準が明確で、対外的な説明が容易。 ●最も優れた提案を採用できるとは限らない。	◇審査基準にもよるが、価格に関わらず、最も優れた提案を採用することができる。 ●審査基準を、より明確に示す必要がある。
契約交渉	○契約交渉は基本的に不要、詳細部分の調整のみ。現実的には「調整」にも段階があり、必ずしも容易ではない。	●契約交渉が必要で、3ヶ月から数ヶ月を要することになり、契約交渉が整わない可能性も残される。
契約内容の変更	●基本的に契約書(案)分の変更は行わない。契約内容の変更を行う場合は、再入札が必要とされる。	○基本的には条件規定書に従うが、事業者の提案に応じて契約内容を決めていくことになる。弾力性がある。
適していると思われる案件	◇事業者の提案に係る部分が公募型プロポーザルよりも少なく、発注者側の求める事業の内容、サービス水準が決まっている案件に適している。	◇事業者の提案に係る部分が多く、予め発注者側で条件規定書の詳細を決定できない案件に適している。

(注) ○：メリット ●：デメリット ◇：その他

出典：下水道事業における調達方法に関する検討会 報告書(H20/9)／国土交通省・地域整備局下水道部
社団法人日本下水道協会

したがって、事業者の選定にあたっては、提案価格のほか、提案価格以外の要素(事業安定性、環境、維持管理性、社会的要請等)をより評価できる

「公募型プロポーザル方式」

を採用する。